

I 法人の概要

法人名	公益財団法人青森学術文化振興財団		法人分類	公益財団法人																				
代表者職氏名	理事長 倉橋 純造		設立年月日	平成 4 年 7 月 1 日																				
所在地	〒 030-0822 青森市中央一丁目22番5号		電話番号	017-723-3593																				
			FAX番号	017-723-3593																				
			HPアドレス	http://www.aogaku.sakura.ne.jp/																				
市所管部課	企画部 企画調整課	電話番号	017-734-2247																					
出資等の状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">基本財産・資本金等</td> <td>出資等額</td> <td>出資等割合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">うち本市の出資等額</td> <td>2,010,000 千円</td> <td>100.0 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市以外の 主な出資者</td> <td>青森県</td> <td>1,000,000 千円</td> <td>49.8 %</td> </tr> <tr> <td>犬飼 守</td> <td>10,000 千円</td> <td>0.5 %</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>%</td> </tr> </table>		基本財産・資本金等		出資等額	出資等割合	うち本市の出資等額		2,010,000 千円	100.0 %	市以外の 主な出資者	青森県	1,000,000 千円	49.8 %	犬飼 守	10,000 千円	0.5 %		千円	%		千円	%	
基本財産・資本金等		出資等額	出資等割合																					
うち本市の出資等額		2,010,000 千円	100.0 %																					
市以外の 主な出資者	青森県	1,000,000 千円	49.8 %																					
	犬飼 守	10,000 千円	0.5 %																					
		千円	%																					
		千円	%																					
設立の背景	<p>全国的に見ても教育・研究内容が独自な大学を目指し、平成5年4月の開学に向けた準備が進められていた青森公立大学においては、保有する知的資産を、広く地域社会に還元し、これを核とした教育・文化の向上や産業の振興及び域内外と多様な交流の展開が求められていた。</p> <p>このような中で、学術文化の向上を期する環境づくりに向け、複数の公立大学において教育研究を側面から支援する組織として、支援財団の設立が行われていたことを踏まえ、本市においても、支援財団の設立を大学設置基本構想に位置づけるとともに、10億円を出捐することにより、平成4年7月に財団法人を設立したもの。</p> <p>なお、国の公益法人制度改革に伴い、平成24年度に公益財団法人となった。</p>																							
設立目的	<p>青森県内の地域における教育・研究活動等の振興を図り、もって県内の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。</p>																							
事業内容	<p>(1) 青森県内の地域の発展を図るための経済・社会・文化の領域における学術研究 (2) 青森県内の地域における学術・文化の振興に係る事業に対する助成 (3) 青森公立大学の国際交流を中心とした教育活動に対する助成 (4) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p>																							

【参考】 指定管理業務 の状況	指定管理期間（直近）	年間 (令和 年度 ~ 令和 年度)
	指定管理している施設名	
	利用料金制の導入状況	<input type="checkbox"/> 完全利用料金制 <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 <input type="checkbox"/> 利用料金制なし

II 組織等の状況

①-1 役員の状況（令和7年4月1日現在）

定款・寄附行為上の役員数	理 事	3名以上6名以内	任期	選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで				
	監 事	2名以内	任期	選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで				
役員の選任方法	評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数の決議によって選任する。							
役員数	理 事		監 事		計			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
	法人採用役員					0 (0)	0 (0)	
	市派遣職員					0 (0)	0 (0)	
	市職員兼務		1 (0)			1 (0)	0 (0)	2 (0)
	市職員O B		1 (0)			0 (0)	1 (0)	
	他自治体職員					0 (0)	0 (0)	
	民間等からの役員		2 (0)			1 (0)	0 (0)	3 (0)
小 計		0 (0)	4 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	6 (0)	
役員総計(常勤+非常勤)		4 (0)		2 (0)		6 (0)		
常勤役員平均年齢	歳		常勤役員平均年収		千円			
非常勤役員に対する報酬等の考え方	定款第30条により、理事及び監事は無報酬と定めている。							

(注) 上表中、() は報酬支給人数を内数で示しています。

①-2 役員名簿（令和7年4月1日現在）

② 職員の状況（各年度の4月1日現在）

区分	職員数の推移			令和7年度 (人)	平均年齢 (歳)	平均年収 (千円)
	令和4年度 (人)	令和5年度 (人)	令和6年度 (人)			
常勤管理職職員 計	0	0	0	0		
法人採用正職員 A						
市派遣職員						
市職員〇 B						
その他						
常勤一般職職員 計	0	0	0	0		
法人採用正職員 B						
市派遣職員						
市職員〇 B						
その他						
常勤職員 合計	0	0	0	0		
非常勤職員数	6	7	8	7		※
職員総数（常勤＋非常勤）	6	7	8	7		
【参考】臨時職員数						

※：法人から給与の支払いを受けている職員が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年収を記入していません。

（補足）：「非常勤職員」とは、嘱託職員1名と青森市からの派遣職員7名をいう。